

## 『遠野物語』発刊 100 周年記念事業ロゴ使用承認基準書

### (趣旨)

第 1 この基準書は、『遠野物語』発刊 100 周年記念事業に際し設定したロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の承認基準を定める。

### (定義)

第 2 この基準書においてロゴとは、別紙デザインマニュアルに定めるところによる。

### (適用除外)

第 3 次の各号の一に該当する場合は、この基準を適用しない。

- (1) 遠野市長（以下「市長」という。）がロゴの使用を要請したとき。
- (2) 市、その他の公共的目的を有する団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はその他物件に使用するとき。
- (3) 教育目的に使用するとき。
- (4) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関が報道のために使用するとき。
- (5) 公職にあるもの、公務員もしくは市が依頼した役職につくものが名刺等に使用するとき。
- (6) その他市長が適用除外と認めるとき。

### (使用承認基準)

第 4 市長は、ロゴ設定の趣旨にそって次の各号の一に該当する場合は使用の承認を行う。

- (1) 商品に使用するとき。
- (2) 法人又は団体等が自己の宣伝、販売促進等の事務又は事業の一環として使用するとき。
- (3) 百貨店、スーパー等大規模店、商店街等が売出しを実施しようとする際に使用するとき。
- (4) その他、第 3 の各号の一に該当しないとき。

2 前項の承認は、次の各号の一に該当する場合は承認してはならない。

- (1) 特定の政治、思想宗教等の活動の目的に利用するおそれがあるとき。

- ( 2 ) 特定の個人、団体等の売名に利用するおそれがあるとき。
- ( 3 ) 不当な利益を上げるために利用するおそれがあるとき。
- ( 4 ) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- ( 5 ) 品質、技能等に関して公的機関の認定が必要な新商品について、認定が得られる見込みがないとき。
- ( 6 ) その他市長が適当でないと思えたとき。

( 使用承認申請書等 )

第 5 前条第 1 項の規定によるロゴ使用の承認を受けようとする者は、様式第 1 号に定める使用承認申請書 ( 以下「申請書」という。 ) に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し承認を受けなければならない。

- ( 1 ) 企画書 ( 様式随意 )
- ( 2 ) 広告原稿又は商品見本図
- ( 3 ) 企業概要 ( 企業案内パンフレット等で可 )
- ( 4 ) その他市長が、必要と認める書類

( 使用承認条件 )

第 6 市長は、第 4 第 1 項の規定による使用承認をする場合においては、ロゴの品位の保持のため条件を付することができる。

- 2 ロゴの使用は申請内容を遵守し、定められた規格に従って適正に使用するものとし、その一部のみ使用又は変形し、若しくは他の図形や文字と重ねて使用してはならない。
- 3 ロゴの色は原則として指定色以外を用いてはならない。  
ただし、商品等種類によっては、スミ ( 黒 ) 等を用いても差し支えない。
- 4 ロゴを使用した物品又は印刷物等が完成した場合は、見本を提出すること。

( 使用承認の取消し等 )

第 7 市長は、次の各号の一に該当する場合、使用者に対し、当該使用承認を取り消すことができる。

- ( 1 ) 偽りその他の不正な手段により第 5 の使用承認を受けたとき。
- ( 2 ) 第 6 の条件に違反したとき。

( 3 ) その他やむを得ない事情が生じたとき。

#### 附則

この基準書は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

遠野市長 本田 敏 秋 様

(申請者) 〒  
住所

団体名

代表者役職・氏名

印

(連絡先)  
担当名

電話番号

メールアドレス

## 『遠野物語』発刊100周年記念事業ロゴマーク使用承認申請書

下記のとおりロゴマークの使用を申請します。

なお、使用条件に違反した場合は使用条件の変更、または承認の取り消しを受けても異議ありません。

## 記

1 使用するもの	『遠野物語』発刊100周年記念事業ロゴマーク
2 使用の目的	
3 使用方法	ポスター・チラシ その他の印刷物 ( ) 商品 ( ) その他 ( )
4 使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
5 販売小売価格	@ (消費税等を除く)
6 製造・製作数量	
7 添付	企画書 サンプル その他 ( )

完成品は必ずご提出ください。